

中型まき網漁業（県外入漁）

番号	制 限 措 置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
-	いわし、あじ、さばまき網漁業 (5トン以上15トン未満) (宮崎県漁業者)	3隻	5トン以上 15トン未満	定めなし	大分県佐伯市米水津沖黒島灯台から真方位100度の線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びりの各点を順次に結んだ線以内の海域及び共同漁業権漁場区域を除く。 イ 佐伯市鶴見崎 ロ 同市米水津横島北端 ハ 同市米水津押出の鼻 ニ 同市きしめき鼻 ホ 同市蒲江芹崎 ヘ 同市蒲江三つ子島南端 ト 同市蒲江屋形島東南端チンバチばえ チ 同市蒲江名護屋鼻 リ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点	12月1日から 翌年の11月30日まで	宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であつて、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者	周年
-	いわし、あじ、さばまき網漁業 (15トン以上20トン未満) (宮崎県漁業者)	11隻	15トン以上 20トン未満	定めなし	大分県佐伯市米水津沖黒島灯台から真方位100度の線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの各点を順次に結んだ線以内の海域及び共同漁業権漁場区域を除く。 イ 佐伯市鶴見崎 ロ イから磁針方位96度1,000メートルの点 ハ 同市蒲江芹崎 ニ 同市蒲江深島東端から磁針方位90度2,000メートルの点 ホ 深島東端 ヘ 深島西端 ト 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点	12月1日から 翌年の11月30日まで	宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であつて、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者	周年

- 備考
- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
 - 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
 - 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
 - 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和8年11月30日までとする。